

社会福祉法人葛城市社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱細則

(総 則)

第1条 この細則は、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会における福祉車両貸出事業実施要綱（以下「福祉車両要綱」という。）第11条に基づき、福祉車両貸出に関する事項について定めるものとする。

(申請時期)

第2条 福祉車両の貸出申請は使用日から1か月前の8時30分から当日の利用開始30分前までとする。ただし、受付開始が土日祝日及び年末年始にあたる場合は翌平日からとする。

2 また、同時刻に複数の申請者がある場合は申込み順とする。

(申請の受付)

第3条 申請の受付は、窓口申請用紙を提出された時点をもって受付とする。

(貸出時の提示物)

第4条 貸出日の当日は、運転される者全員の免許証のコピー（表裏両面）を提出するものとする。

(利用の範囲)

第5条 福祉車両の利用の範囲は、奈良県内とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。